

2018 年度 （一社）日本口腔顔面痛学会 利益相反定期自己申告書

下記（ア）～（カ）の経済的利害関係・産学連携活動等の関係をもつ法人等（企業・団体など）の有無についてご申告ください。〔申告対象期間：2018 年 9 月 1 日から 2019 年 8 月 31 日（見込みを含む）〕

（提出後に申告内容に変更が生じた場合は、すみやかに利益相反委員会へご連絡ください）

- （ア）企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職について、1 つの企業・団体からの報酬額が年間 50 万円を超えていない。
- （イ）株の保有について、1 つの企業についての 1 年間の株による利益（配当、売却益の総和）が 50 万円を超えていない、あるいは当該全株式の 5%を超えていない。
- （ウ）企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料が、1 つの特許権使用料が年間 50 万円を超えていない。
- （エ）企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）が、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計 50 万円を超えていない。
- （オ）企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料について、1 つの企業・団体からの年間の原稿料が合計 50 万円を超えていない。
- （カ）企業や営利を目的とした団体が提供する研究費について、1 つの臨床研究に対して支払われた総額が年間 100 万円を超えていない。また奨学寄付金（奨励寄付金）について、1 つの企業・団体から、1 名の研究代表者に支払われた総額が年間 100 万円を超えていない。

上記全てにつき、超えていません（ はい いいえ ）

平成 年 月 日

署名（楷書でご署名ください） _____ 印

上記で「いいえ」を選ばれた場合は、超えている項目の概要（支払者、支払日、金額を含む）、また法人との関係をご記入ください。なお記載内容について学会より確認の問い合わせを行う場合があります。

--